

広島県告示第四百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、令和七年五月十五日までの間、縦覧に供する。

令和七年五月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	供用を開始する日
県道倉橋大向釣士田港線	呉市倉橋町字柳六八八番一八地先から 呉市倉橋町字柳六八八番一八地先まで	令和七年五月一日